

町内会やNPO、ボランティア活動を幅広くサポートします！

郡山市まちづくり活動保険

まちづくり活動保険とは

1. 郡山市が独自に導入している保険です。
2. **市民公益活動中の傷害事故や他人に対する賠償責任事故を補償**するものです。
3. **事前申込は不要**です。該当するかどうか事前に確認をお願いします。
4. 市民の皆さんの**費用負担はありません**。

市民公益活動とは？……市民の皆さんが自発的に行う公益性のある活動です。



補償対象となる活動

自発的に行う、下表の活動が対象になります。

町内会活動やボランティア活動、NPO 活動					市が主催・共催する事業である市民公益活動
防火・防災活動	地域社会活動	青少年健全育成活動	社会福祉活動	環境保全活動	
災害支援活動 啓発広報活動 除染活動	町内会・自治会活動 防犯活動 交通安全活動	地域巡回活動 青少年保護活動	社会福祉施設支援活動 高年齢者援護活動 障がい者援護活動	環境美化活動 清掃活動 リサイクル活動	

補償対象とならない活動

- 政治や宗教又は営利を目的とする活動
- 有償で行われる活動（交通費などの実費支給は無償とみなします。）
- 懇親、趣味等を目的とした活動 など

(詳しい補償内容は、裏面をお読みください。)

補償内容

傷害事故補償

市民公益活動主催者等や参加者が、**活動中の事故により死亡または負傷した場合**に、次の補償金が支払われます。

区 分	補 償 金
死亡補償	200 万円
後遺障害補償	6 万円～200 万円（後遺障害の程度に応じた金額）
入院補償	日額 3,000 円に入院日数（180 日限度）を乗じて得た金額
手術補償	3 万円～12 万円（手術の種類に応じた金額）
通院補償	日額 2,000 円に通院日数（90 日限度）を乗じて得た金額

賠償責任事故補償

市民公益活動主催者等が活動中に他人の生命・身体・財物に損害を与え、**法律上の賠償責任を負った場合**、次の補償金が支払われます。

区 分	補 償 金（上限）	免責額（自己負担額）
対人賠償	1 名につき 5,000 万円 1 事故につき 1 億円	1,000 円
対物賠償	1 事故につき 1,000 万円	
保管物賠償	1 事故につき 300 万円	

事故が発生した場合

事故が発生した場合、事故の状況（時間・場所・現場写真など）や事故を証明できる人の氏名・連絡先を記録するとともに、速やかに、下記へご連絡ください。

※ 事故発生から 30 日以内に事故報告がない場合は、この制度が適用されないことがあります。

お問い合わせ先

郡山市 市民部 市民・NPO 活動推進課

住所：〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23-7（西庁舎 3 階）

TEL：024-924-3471 / FAX：024-931-5186

メール：shiminnpokatudou@city.koriyama.fukushima.jp



お気軽に
ご相談
ください！